

作 業 環 境 調 査

動 向

厚生労働省は、平成18年度より化学物質の有害性の調査を経年実施し、リスクが許容される範囲を超える作業等を対象に、特定化学物質障害予防規則（特化則）や有機溶剤中毒予防規則（有規則）への追加や健康障害防止のための指針の公表等を行っている。

平成26年度は、ジクロロメタンおよびメチルイソブチルケトン等10物質が有機溶剤から特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務づけられるなどの動きがあった。平成27年度以降も新たな物質の新設や管理濃度の法改正が、順次行なわれていく予定である。

結 果

年度別の事業場数、単位作業場所数および測定数を表1に示した。平成26年度の実施状況は、事業場延数256事業場で対前年度比は16減の94%、単位作業場所延数は1506カ所で233減の86.6%と、大規模事業場の欠落により減少となった。

有害要因別の単位作業場所延数は表2に示すように例年と大きな変動はなく、有機溶剤が37%と一番多く、続いて特化物19%、騒音18%、粉じん17%、金属5%、その他の有害物となってきた。このうち、特化物の増加は法改正によるものと考えられた。

業種・規模別の調査実施事業場数を表3に示す。138事業場の内訳をみると、教育機関とサービス・

その他が16事業場（12%）、その他の製造業が14事業場（10%）、食品製造業と一般機械器具製造業が12事業場（9%）と続いていた。規模別では、50人未満の小規模事業場が41件（30%）と最も多く、50～99人規模の事業場は37件（27%）で、100人未満の小・中規模事業場が大半を占めていた。

有害要因別の作業環境管理区分の内訳を表4に示す。作業環境が良好である第1管理区分は、1,222単位作業場所では81%であった。一方、作業環境に何らかの問題がある作業場では、第3管理区分が104単位作業場所では約7%、第2管理区分が176単位作業場所では約12%であった。このうち、騒音職場は環境改善がむずかしいこともあり、第3管理区分の割合は74%を締めていた。第2、第3管理区分に属する作業場の中には、経年的に課題のある作業場も含まれているための作業環境改善に向けた取組みが重要な課題として残されている。

改善指導の実施状況

調査結果に基づく改善指導の実施状況（第2及び第3管理区分）を表5に示す。有害物の測定結果に対する改善指導件数は、局排の設置・改良など環境技術的対策に関する項目が67件（47%）で最も多かった。続いて、保護具の着用などの作業管理対策が47件（33%）であった。また、騒音は受音者対策の保護具着用の励行と衛生教育などの指導項目が134件（75%）と大半を占めていた。前述の通り、環境改善の難しい騒音作業場では、耳栓などの保護具で対応せざるを得ない状況がうかがえた。



関係の集計表は132頁に掲載